

資料6 「建設住宅性能評価書」のイメージ（表紙）



住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

建設住宅性能評価書

（一戸建ての住宅（新築住宅））

（申請者の住所）

（申請者の氏名又は名称）様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正 平成18年9月25日国土交通省告示第1130号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

建設性能評価であることを確認する。

（地震保険契約締結時に建設住宅性能評価書が登録住宅性能評価機関より交付されていない場合に限り、設計住宅性能評価書（写）でも可）

〔なお、上記評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。〕

記

- | | | |
|-----------|----------|-------|
| 1. 建築主 | （氏名又は名称） | （連絡先） |
| 2. 設計者 | （氏名又は名称） | （連絡先） |
| 3. 工事施行者 | （氏名又は名称） | （連絡先） |
| 4. 工事管理者 | （氏名又は名称） | （連絡先） |
| 5. 住宅の名称 | | |
| 6. 住宅の所在地 | | |

以上

評価書交付年月日	年 月 日	評価書交付番号	- - -
登録住宅性能評価機関名	印		
機関登録番号			
評価委員氏名			

資料7 「建設住宅性能評価書」のイメージ2 (抜粋)

－住宅に関する基本的な事項－

工事監理報告書、施工状況報告書及び目視又は計測等により確認したものである。

事 項	内 容
住宅の階数	地上 [階] 地下 [階]
住宅の面積	建築面積 [m ²] 延べ面積 [m ²]
住宅の構造	[造] 一部 [造]

－必須項目－

項目	結果	
1. 構造の安定に関する事 こと	1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ
	□評価対象外 (免震建築物)	3 極めて稀に (数百年に一度程度) 発生する地震による力 (建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの) の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
		2 極めて稀に (数百年に一度程度) 発生する地震による力 (建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの) の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
	1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷 (大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷) の生じにくさ
		3 稀に (数十年に一度程度) 発生する地震による力 (建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの) の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
		2 稀に (数十年に一度程度) 発生する地震による力 (建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの) の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
	□評価対象外 (免震建築物)	1 稀に (数十年に一度程度) 発生する地震による力 (建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの) の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
	耐震等級の1～3等級はこちらで確認する。(確認資料はこの部分に分かるようにコピーする。)	
	止)	
	1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷 (大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷) の生じにくさ
□該当区域以外	2 極めて稀に (500年に一度程度) 発生する暴風による力 (建築基準法施行令第87条に定めるもの) の1.6倍) の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に (50年に一度程度) 発生する暴風による力 (同条に定めるもの) の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度	
	1 極めて稀に (500年に一度程度) 発生する暴風による力 (建築基準法施行令第87条に定めるもの) の1.6倍) に対して倒壊、崩壊等せず、稀に (50年に一度程度) 発生する暴風による力 (同条に定めるもの) に対して損傷を生じない程度	
1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷 (大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷) の生じにくさ	
□該当区域以外	2 極めて稀に (500年に一度程度) 発生する積雪による力 (建築基準法施行令第86条に定めるもの) の1.4倍) の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に (50年に一度程度) 発生する積雪による力 (同条に定めるもの) の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度	
	1 極めて稀に (500年に一度程度) 発生する積雪による力 (建築基準法施行令第86条に定めるもの) の1.4倍) に対して倒壊、崩壊等せず、稀に (50年に一度程度) 発生する積雪による力 (同条に定めるもの) に対して損傷を生じない程度	
1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 □地盤の許容応力度 [kN/m ²] □杭の許容支持力 [kN/本] 地盤調査方法等 []	
1-7 基礎の構造方法及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 □直接基礎 構造方法 [] 形式 [] □杭基礎 杭種 [] 杭径 [cm] 杭長 []	
2. 火災時の安全に関する事 こと	2-1 感知警報装置設置等級 (自住房火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
	2-4 脱出対策 (火災時)	4 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するのための装置が設置されている
		3 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するのための装置が設置されている
		2 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するのための装置が設置されている
		1 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての居室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するのための装置が設置されている
2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部)) □該当なし	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策 □直接階段に直接通ずるバルコニー □隣戸に通ずるバルコニー □非難器具 [] □その他 [] 延焼のおそれのある部の開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ	
	3 火災を遮る時間が60分相当以上	
	2 火災を遮る時間が20分相当以上	
	1 その他	